

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町（以下「甲」という。）と静岡県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、甲の行政区域内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して、甲の行政区域内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について住民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（知識の普及）

第4条 甲は、乙の会員に対し、研修会を開催するなど認定調査に必要な知識普及に努めるものとする。

2 乙は、甲の開催する研修会などに乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を7通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年2月19日

(甲) 島田市中央町1番の1

島田市長

桜井 勝郎



焼津市本町2丁目16番32号

焼津市長

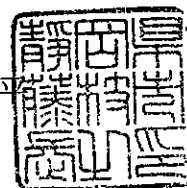
清水 泰



藤枝市岡出山1丁目11番1号

藤枝市長

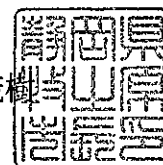
北村 正平



牧之原市静波447番地1

牧之原市長

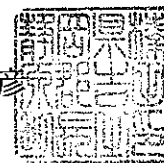
西原 茂樹



吉田町住吉87番地

吉田町長

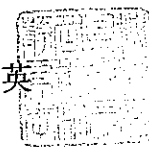
田村 典彦



川根本町上長尾627番地

川根本町長

杉山 嘉英



(乙) 静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

静岡県土地家屋調査士会
会長

木村 保成

